御殿場市•小山町広域行政組合公告第 4 号
（仮称）御殿場市•小山町広域行政組合ごみ焼却施設整備及び運営事業こついて，民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5条第 1 項の規定に基づき，当該事業の実施に関する方針を定めたので，同条第 3 項の規定 に基づき，別冊のとおり公表する。

平成 20 年 12 月 22 日

御殿場市•小山町広域行政組 合
管理者 御殿場市長 長田開 蔵

